

証券コード7261

平成26年6月24日

株 主 各 位

広島県安芸郡府中町新地3番1号
マ ツ ダ 株 式 会 社
代表取締役社長 小 飼 雅 道

第148回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第148回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第148期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第148期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類報告の件

本件は、上記について報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき金1円と決定いたしました。

第2号議案 株式併合の件

本件は、第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決による単元株式数の変更に併せて当社株式の売買単位を証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とし、また当社の時価総額に対する発行済株式総数の適正化を図ることを目的に、普通株式5株を1株の割合で併合するものであり、原案どおり承認可決されました。なお、本株式併合の効力発生日は平成26年8月1日です。

第3号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更の概要は次のとおりであります。

- (1) 第2号議案「株式併合の件」の承認可決による株式併合の割合に合わせて、定款第6条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数を60億株から12億株に変更いたします。
- (2) 全国証券取引所が発表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、定款第8条（単元株式数）に定める単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。
- (3) 本定款一部変更の効力発生日を平成26年8月1日とすることを附則で規定いたします。なお、本附則は平成26年8月1日をもって削除いたします。

第4号議案 取締役3名選任の件

本件は、原案どおり取締役に金井誠太、小飼雅道及び丸本 明の3氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり監査役に河村裕章氏が新たに選任され、就任いたしました。

ご参考

平成26年6月24日現在の取締役及び監査役の新陣容は、次のとおりであります。

代表取締役会長	金	井	誠	太
代表取締役社長 兼 CEO（最高経営責任者）	小	飼	雅	道
代表取締役副社長執行役員	丸	本		明
取締役専務執行役員	原	田	裕	司
取締役専務執行役員	中	峯	勇	二
取締役専務執行役員	稲	本	信	秀
取締役専務執行役員	黒	沢	幸	治
取締	坂	井	一	郎
締	牟	田	泰	三
役	俣	尾	信	義
	河	村	裕	章（新任）
監査役（常勤）				
監査役（常勤）				
監査役	赤	岡		功
監査役	平	澤	正	英
監査役	堀	田	隆	夫

配当金のお支払いについて

第148期期末配当金は、同封の「**第148期期末配当金領収証**」によりお支払いいたしますので、お近くのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局（銀行代理業者）で払渡期間内（平成26年6月25日から平成26年7月31日まで）にお受け取りください。

なお、振込先をご指定の方には、「**配当金計算書**」及び「**お振込先について**」を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「**配当金計算書**」及び「**配当金のお受け取り方法について**」を同封いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます（株式数比例配分方式を選択された場合の配当金のお振込先につきましては、お取引の口座管理機関（証券会社）へお問い合わせください）。

上場株式等の配当等に係る10%（所得税7%、住民税3%）軽減税率の廃止 及び復興特別所得税について

平成26年1月1日から上場株式等の配当等に係る10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）は廃止され、**本来の税率である20%（所得税15%、住民税5%）**となりました。

また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間（25年間）は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が施行されており、**その所得税額に対して2.1%が「復興特別所得税」として課税されています。**株式等の配当等もその源泉所得税を徴収する際、「復興特別所得税」が併せて徴収されています。

<上場株式等の配当等に係る源泉徴収税額について>

配当等の支払開始日	平成26年1月1日 ～平成49年12月31日	平成50年1月1日～
上場株式等の配当等の税率	20.315% [内訳] 所得税(15%)+※復興特別所得税(0.315%) 住民税5%	20% [内訳] 所得税(15%) 住民税(5%)

※15%×復興特別所得税率2.1%=0.315%

【「復興特別所得税」に係るご留意事項】

- ・所得税が非課税または免除となる場合や租税条約の適用により国内法に規定する税率以下となる場合につきましては、復興特別所得税は課税されません。
- ・配当金等のお受け取り方法が株式数比例配分方式の場合の税額等につきましては、お取引の証券会社等にお問い合わせください。

その他詳細につきましては、所轄の税務署へご確認ください。

株式併合に伴う当社株式のお取り扱いについて

当社は、本定時株主総会において、平成26年8月1日をもって普通株式5株を1株に併合すること及び単元株式数を1,000株から100株に変更することについてご承認いただきました。つきましては、当社株式のお取り扱いについて、以下のとおりご案内申し上げます。

なお、この株式併合に伴う株主様による特段のお手続きの必要はございません。

1. 株式併合後のご所有株式

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成26年7月31日最終の当社株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨ていたします。）となります。

株主様が証券会社等に開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成26年8月1日付で、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、併合の前後で会社の資産や資本は変わりませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

2. 1株に満たない端数が生じる場合の処分代金のお支払い

株式併合により1株に満たない端数株式が生じた場合、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じて金銭にてお支払いいたします。お支払金額は、平成26年9月下旬から10月上旬頃にお届出のご住所宛てにお送りする予定です。

その他、本件に関してご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または下記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人： 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話： 0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間： 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）

【ご参考】

株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&Aを当社ホームページ（株主・投資家情報）に掲載しておりますので、ご参照ください。

掲載アドレス：<http://www.mazda.com/jp/investors/stockinfo/meeting.html>

以 上